

労働条件底上げと社会保障充実との相互作用

1、大企業収益と労働者所得・労働条件の基本的関係

●1-1 大企業の「資本蓄積」(図1)

経常利益 25 兆円回復。資本剰余金 93 兆円、利益剰余金 142 兆円

…内部留保総額は引当金を含めると 266 兆円 (2010 年)

→「国際競争に勝つため」？有形固定資産(設備)微減(197 兆円)。

投資向け資産が急増(2010 年 190.8 兆円)。

大企業(非金融業)手元現金 46 兆円、株主配当 7.4 兆円(図2)

●1-2 労働者の「貧困の蓄積」

正規労働者 3355 万人に減。非正規労働者 1717 万人。(図3)

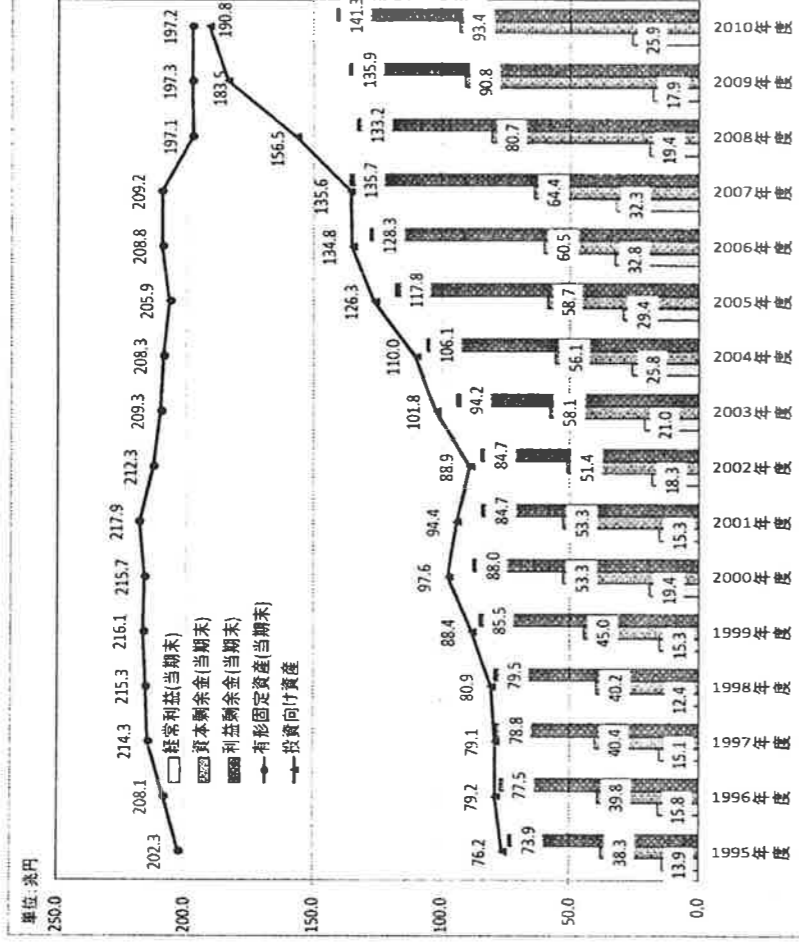
…うち「1年以内有期雇用」750 万人。非正規率 34.4%。

労働者所得過去 10 年で 55 万円減少。年収 400 万円以下増大(図4)。

…年収 200 万円以下の割合が 1.6%低下(最賃運動の成果)。

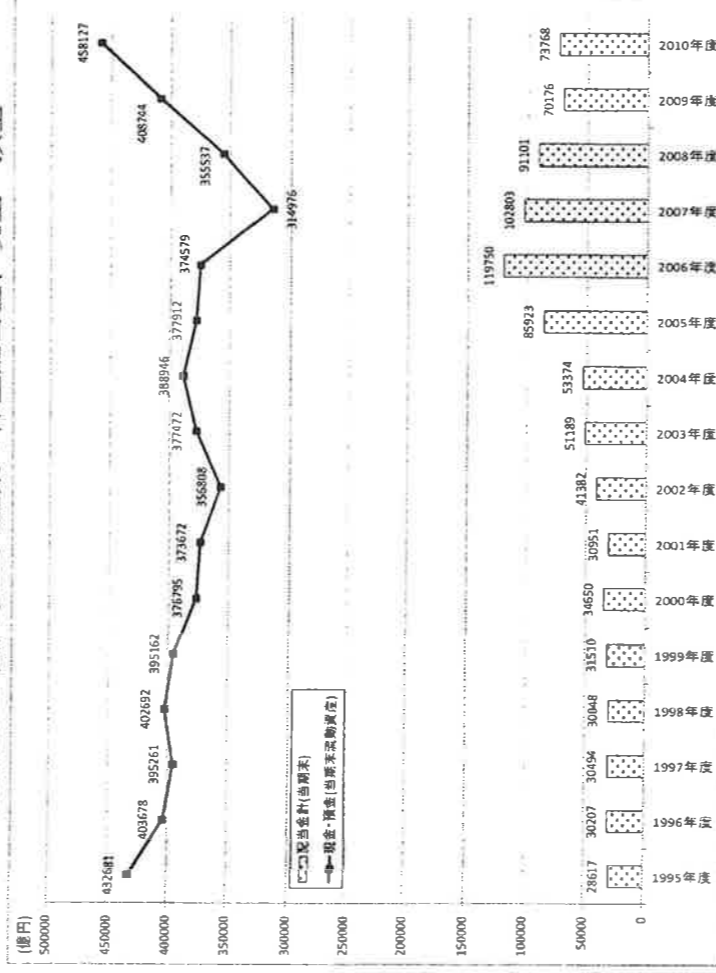
正社員・男労働時間「週 60 時間(残業 20 時間)以上急増(図5)。

図1 資本金 10 億円以上大企業経常利益、資本剰余金、利益剰余金、有形固定資産、投資向け資産(有価証券)の推移



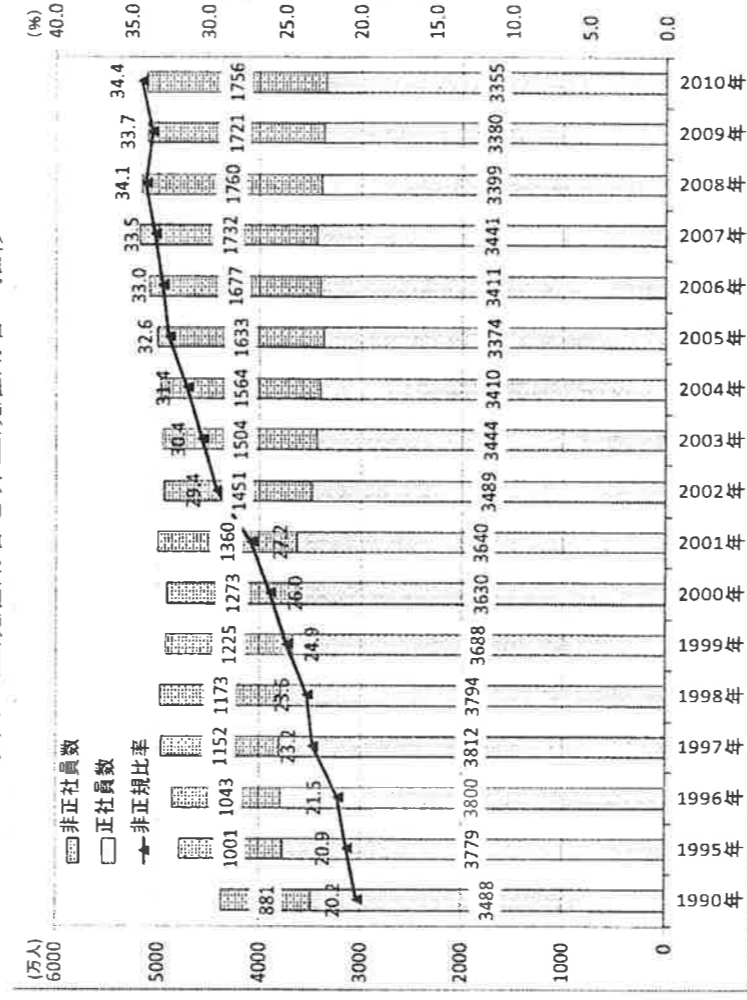
(出所：財務省「法人企業統計」より筆者作成)

図2 資本金 10 億円以上大企業の株主配当金、現金・預金



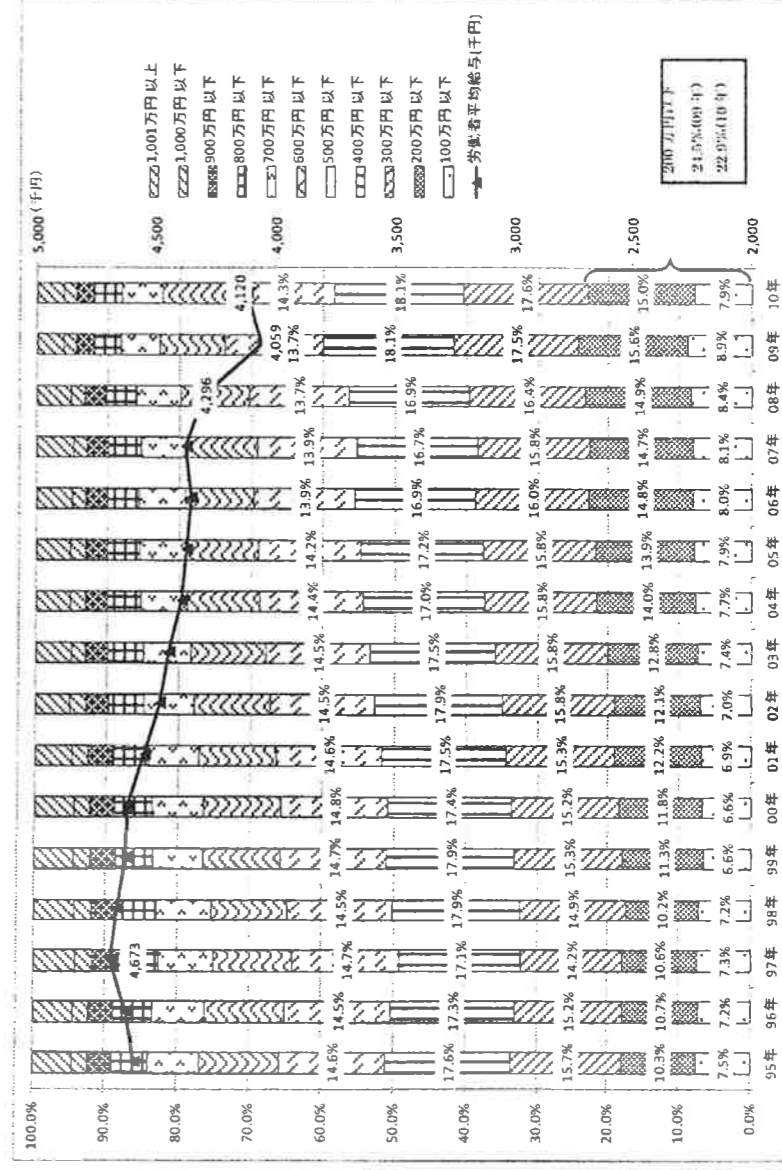
(出所：財務省「法人企業統計」より筆者作成)

図3 正規雇用者と非正規雇用者の推移



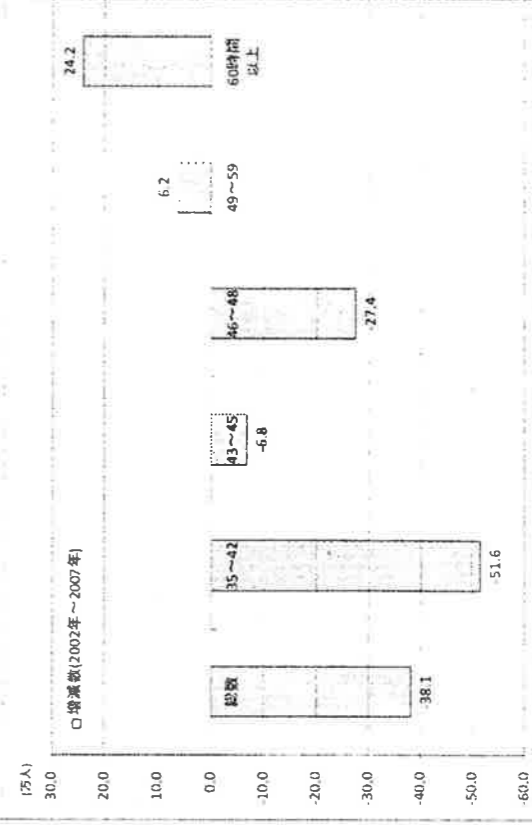
(出所：財務省「労働力調査」より筆者作成)

図4 労働者平均給与(年間)と給与分布の推移



(出所：国税庁「民間給与実態調査」より筆者作成)

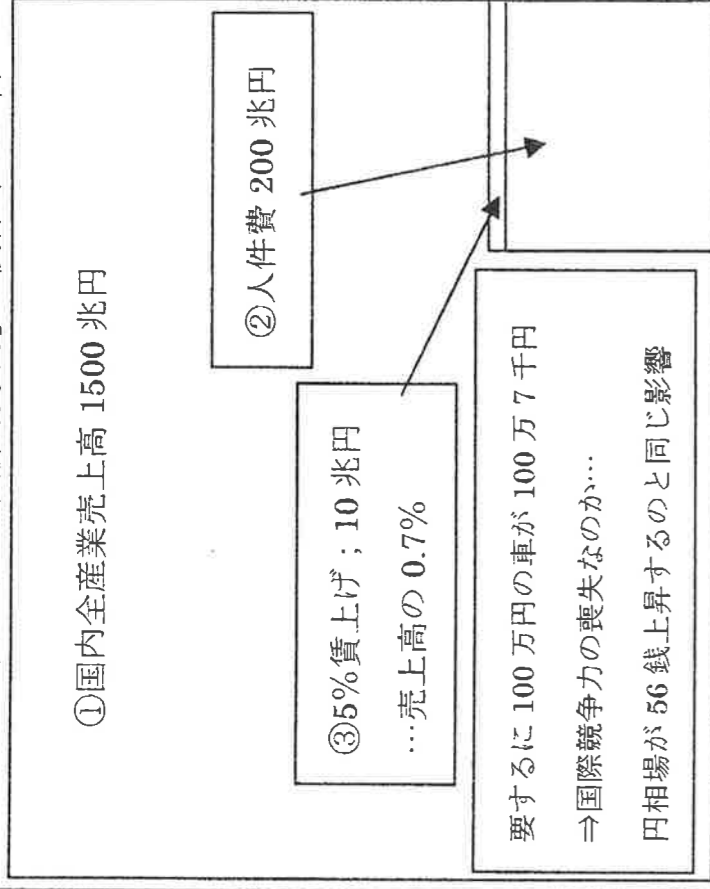
図5 増える正規労働者(男)の週間労働時間



(出所：財務省「平成 14、19 年就業構造基本調査」より筆者作成)

20~24 歳男子正社員で「週 60 時間以上労働」の割合
2002 年；17.8% ⇒2007 年；18.9%

図6 賃上げと「国際競争力」の関係(2009年)



(出所) 財務省「法人企業統計」より筆者作成

●2-1 正規+非正規、全体での賃上げ、労働条件改善は可能か。

①賃金を上げて国際競争力は大丈夫か。企業が海外に逃げないか。

…図6. 5%賃上げは企業の売り上げの0.7%に過ぎない。

②大企業に賃金を上げる体力があるか。上げた時の経済効果は?

…図7. 正規労働者月1万円賃上げ、パート時給100円引き上げ、サービス残業根絶、有給休暇完全取得、週休2日完全実施…全てやると、⇒現金給与総額18兆1373億円、GDP11兆3371億円、税収2兆円増加。これは資本金10億円以上大企業内部留保(266兆円)の6.8%

③東芝北九州工場閉鎖(530名)撤回⇒内部留保1.7兆円の0.01%で可能

●2-2 2000年代日本での「例外的な」賃金・所得引き下げ、待遇悪化⇒これを可能にしたのが

「非正規待遇悪化(派遣法規制緩和)」「正規待遇悪化」の「貧困の連鎖」

…正規にとっても非正規の待遇改善が重要な課題(図7)

図7 賃上げ、雇用条件改善による経済効果

	新規雇用の増加(万人)	現金給与総額の増加(億円)	家計消費支出の増加(億円)	国内生産額の増加(億円)	付加価値(≒GDP)額の増加	国・地方の税収の増加(億円)
正規労働者の賃金を月1万円引き上げ		46,834	29,972	45,716	26,316	4,671
パートの賃金を時給100円引き上げ		13,390	9,868	15,051	8,664	1,538
働くルールの厳守と法定休暇の完全取得	466.1	121,149	89,287	136,178	78,391	13,915
不払い残業(サービス残業)の根絶	310.9	80,809	59,556	90,834	52,289	9,282
年次有給休暇の完全取得	138.4	35,973	26,512	40,436	23,277	4,132
週休2日制の完全実施	16.8	4,367	3,218	4,908	2,825	501
合計	466.1	181,373	129,129	196,945	113,371	20,124

(出所: 労働運動総合研究所「2012年春闘提言」[「新規雇用者」の雇用条件は「賃金構造基本調査」勤続0年の月額21.6万円、年取260万円。]

3 ● 正規、非正規共労働条件切り下げ: 労働「構造改革」としての TPP

3-1 TPPはアジア需要を取り込むものでない。図8

…WTOでアメリカが中国、インドと決裂して作ったのが TPP。

アメリカが今後5年で輸出2倍増のために日本に市場開放を要求。

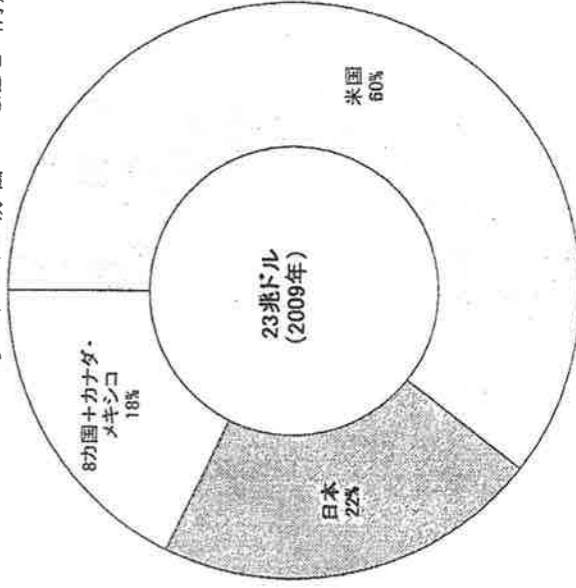
3-2 TPPで日本からの輸出が増えるか?

…アメリカの自動車関税率2.5%、電機1.7%。この3年で40%円高進行。

日本のモノ作り復活はムリな輸出でなく「賃金・所得分配による内需」

⇒TPP推進のネライは農業ではなく、医療、金融保険、そして労働。

図8 日本が TPP に参加した場合の GDP 構成比



(出所: IMF「世界経済見通しデータベース 2010.10」より)

3-3 TPPの一部「労働に関する覚書」第二条「締結国が保護貿易

的な目的のために法規制、政策と労働慣行をさだめることは不相当

⇒日本の「労働者保護」が外国企業の投資機会、利益を損なうという考えかた。

3-4 06年日米政府共同作成「日米投資イニシアチブ」報告書

①「解雇紛争の金銭解決」制度導入

②労働時間規制撤廃「ホワイトカラー・エグゼンプション」導入

③労働者派遣法の一層の規制緩和

⇒「第3の構造改革・労働規制緩和」としての TPP

3-5 04年経団連「外国人受け入れ問題に関する提言」

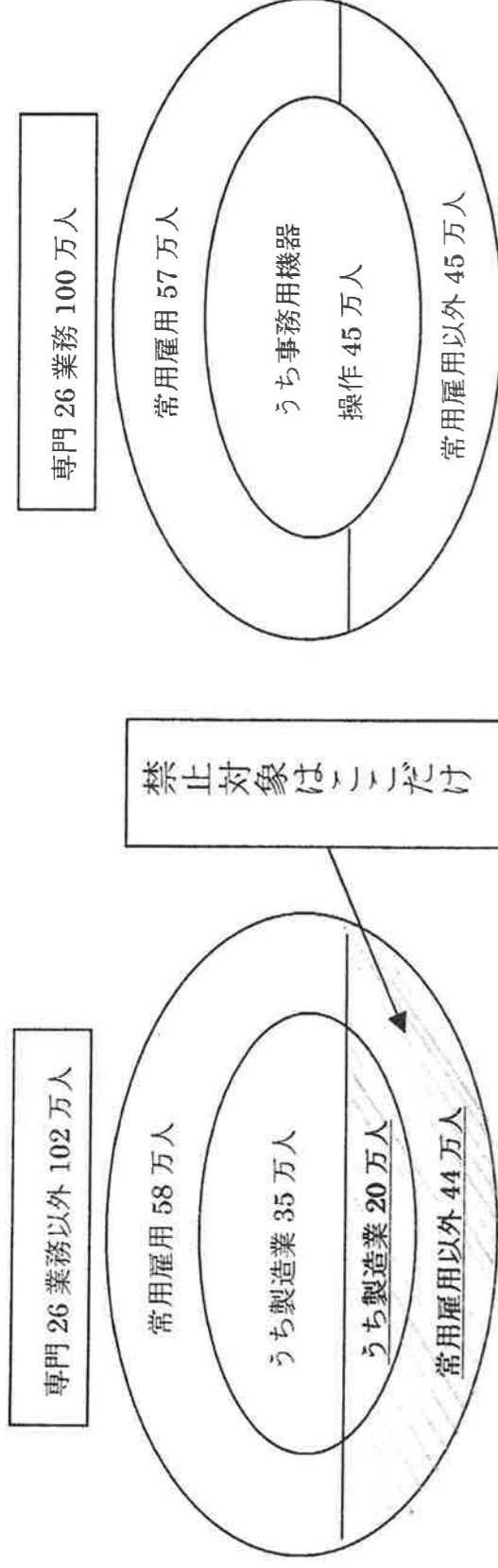
「外国人が日本人の就きたがらない現場で働いているという現実を直視しなければならない」

「福祉分野を中心としたサービス分野、農林水産業など…においては日本人だけでは労働力不足が深刻化するであろう」

⇒福祉、農業の分野が「日本人の就きたがらない現場」になっている理由は「賃金・報酬が低すぎる」ため。外国人導入は悪循環。

図9 2010年派遣法改正 78%が禁止対象外

(出所：総務省「労働力調査」より筆者作成)



●4-1

2010年春、労働者派遣法改正案。その「抜け穴」。(図9)

- 「製造業派遣で常用雇用以外（登録型派遣）」禁止
- 「専門26業務以外で常用雇用以外（登録型派遣）」禁止
⇒専門26業務は規制無し。それ以外も常用派遣ならOK
- 違法派遣があった場合労働者に派遣先企業が直接雇用を申し込んだとみなす「みなし雇用」規定。
- 「日々ないし2か月以内の」日雇い派遣禁止。

●4-2

2012年春、労働者派遣法改正。その「底抜け」。(図9)

- 「製造業派遣で常用雇用以外（登録型派遣）」禁止削除。
- 「専門26業務以外で常用雇用以外（登録型派遣）」禁止削除。
- 違法派遣があった場合労働者に派遣先企業が直接雇用を申し込んだとみなす「みなし雇用」規定の3年先送り。
⇒「派遣労働原則禁止」対象外78%から100%へ？
- 「日々ないし30日以内の」日雇い派遣禁止。

●4-3 厚労省労働政策審議会「有期労働契約のあり方についての建議」

…「本来なら正社員で行うべき恒常的業務に有期雇用の労働者を入れる傾向への抑制措置」を検討していきな。

①しかし問題点。

「入り口規制」：「有期労働契約は臨時的・一時的業務に限定し例外と位置づけ制限する規制」を検討せず。

②かわりに…

労働契約が「一定年数」をこえて反復更新された場合、労働者の申し出で「期間の定めのない労働契約（無期雇用）」に転換する提案。

③新たな問題「一定年数」って何年？

現状は3年。これを「5年にする。」（全労連は1年を要求）

④有期契約期間を短くすると「労働者に不利」？

⇒「3年」規制は「2年11ヶ月での解雇を助長する」？

⑤実は「有期契約期間を短くする」ことが「正社員化を進める」

⇒その理由。

短期間での「雇い止め」は、実は大企業にとっても痛手。

本当は「経験と熟練をもつ労働者に長く働いて欲しい」

だから「有期契約期間を1年未満に短くする」ことが「経験と熟練が必要な仕事」での正社員化を大企業に選択させる（経験と熟練が要らないということにはならない）

「職場で期間社員は正社員にも仕事を教えており、判例では正社員同様に働いていれば、期間社員でも解雇は許されない」（フジテレビ台テクノロジーセンター、11年10月27日団体交渉）

5、労働条件底上げと社会保障充実との関係

●5-1 選ばなければ仕事はあるか。失業は自己責任か。

相対的貧困率と失業率の国際比較 (図 10)

「失業しているくせにぜいたくを言っている」？

(相対的貧困率とは勤労者所得の中央値の半分以下の人の割合。)

日本だと中央値が 228 万円、よって年収 114 万円以下の割合。)

○欧州「高失業低貧困」雇用保険を受けながらじっくり仕事を探す。

○日米「低失業高貧困」条件が悪くともとりあえず働く。

⇒弱い社会保障(雇用保険)が雇用の質を落とす(貧困の連鎖)。

●5-2 雇用保険受給率：日本は 23% で最下位。

日本は雇用保険制度を改悪し続け、受給率の低下が貧困、労働条件切り下げに直結してきた (図 11)。

●5-3 生活保護と労働条件との関係

生活保護水準切り下げ、保護期間有期化、医療扶助削減…

⇒働いた人の納めた税金で遊んで暮らしている人がある？

しかし、生活保護受給者守ることは現役労働者納税者を守る。

①「生活保護の給付水準を引き下げる」

→②「より劣悪な労働条件が蔓延する」

例) 山口県最低賃金と生活保護額との比較 (図 12)

…生活保護額が約 9 万 1 千円→企業は 9 万 1 千円以下の

賃金で人集めは不可能 (生活保護を受けた方がマシ)。

もし生活保護額が基礎年金並み 6 万 6 千円になったら…

→7 万円程度の賃金でも追い詰められて働く。人が集まる。

→③「そんな悪条件でも働くしかない人が増える」

→④「これまで働いていた人も待遇引下げ」

→⑤「貧困の連鎖」。

図 13 最低賃金引き上げ額と生活保護費との関係

「最低賃金<生活保護費」県は「最低賃金>生活保護費」県より大きな「引き上げ額」。

⇒賃金が生活保護費を超えないと就労意欲が高まらない。

結果的に「失業者の生活保護」が「就労者の賃金」を後押しする。

6 ●まとめ

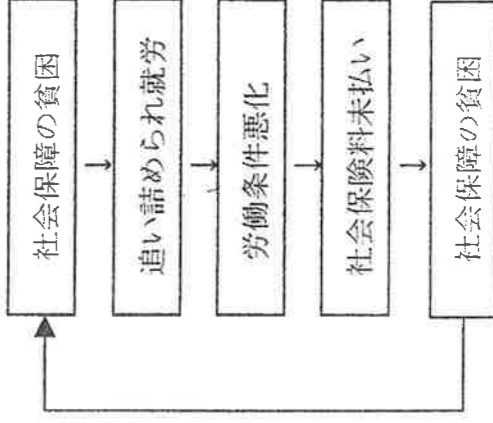
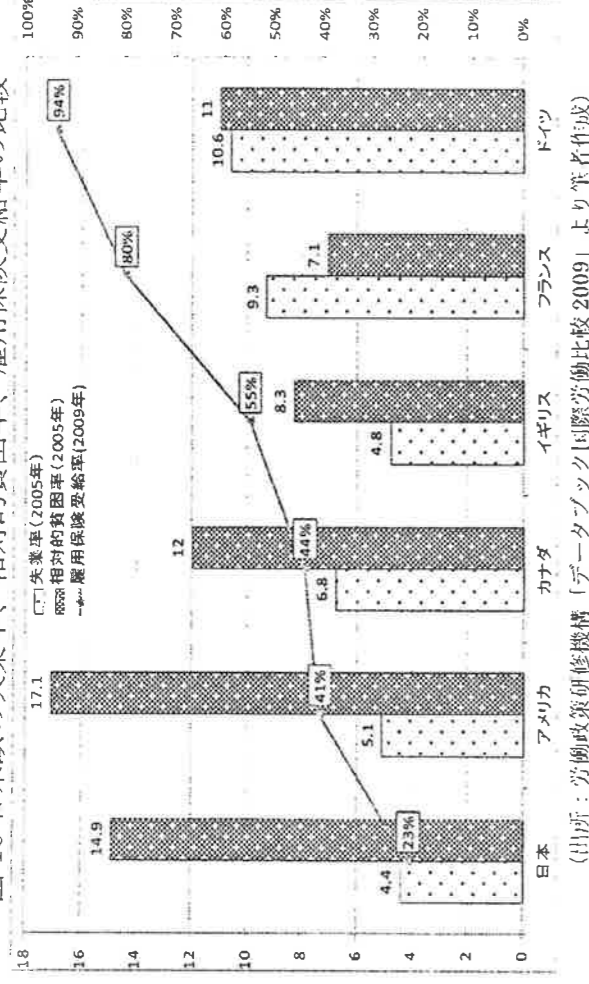
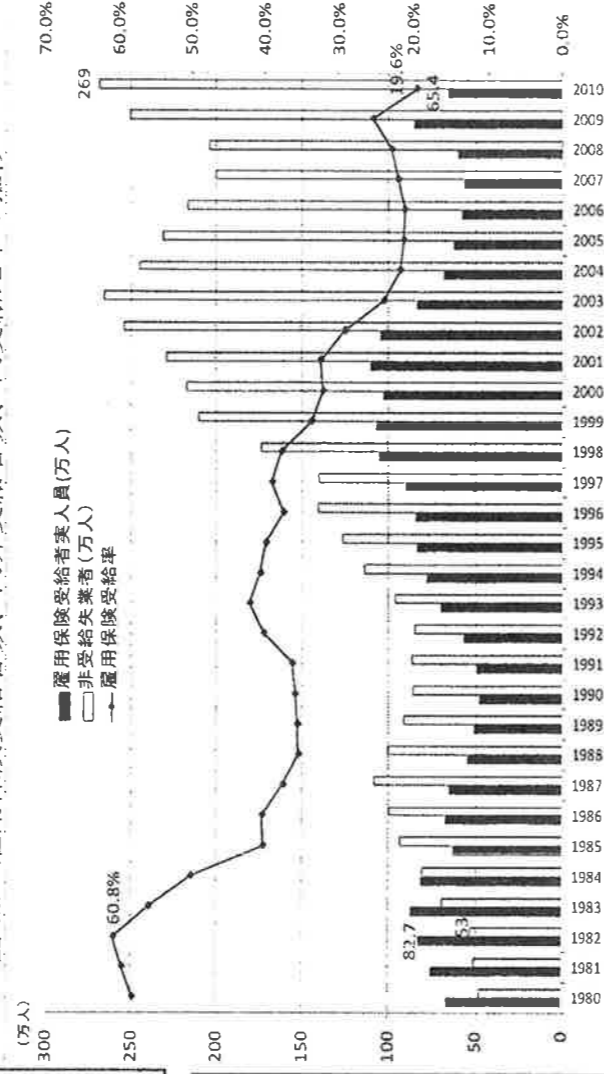


図 10 日米欧の失業率、相対的貧困率、雇用保険受給率の比較



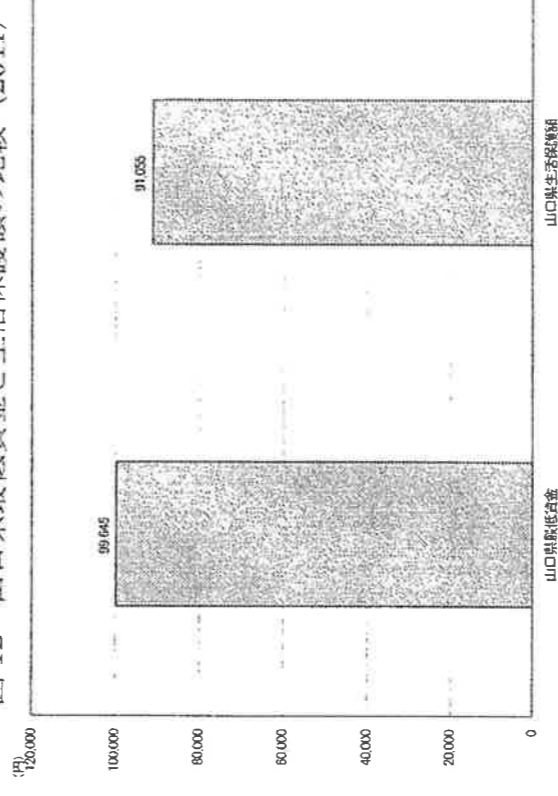
(出所：労働政策研究機構「データバンク国際労働比較 2009」より筆者作成)

図 11 雇用保険受給者数、同非受給者数、同受給比率の推移



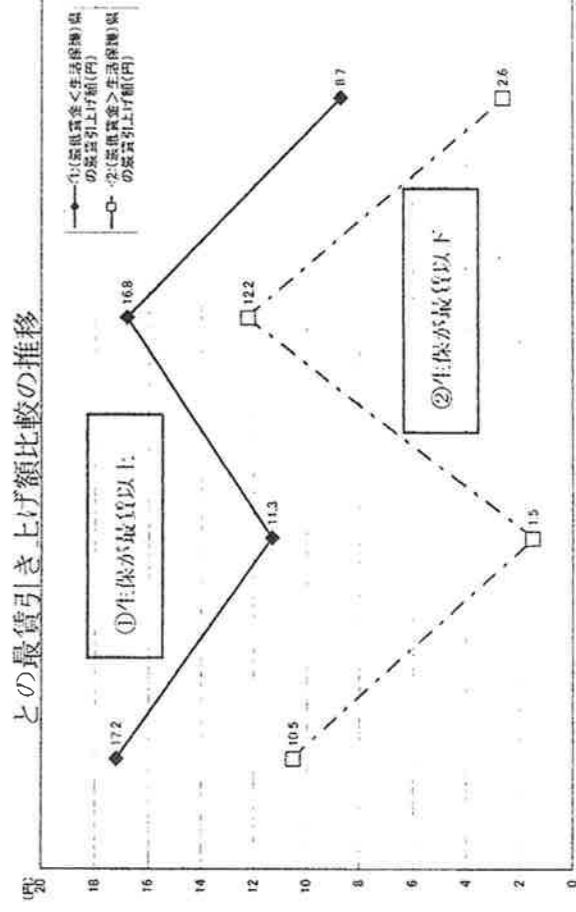
(出所：厚生労働省「雇用保険事業年報」より筆者作成)

図 12 山口県最低賃金と生活保護額の比較 (2011)



(出所：山口県最低賃金審議会資料より筆者作成)

図 13 「最賃<生活保護」県と「最賃>生活保護」県との最賃引き上げ額比較の推移



(出所：厚生労働省発表資料、中央最低賃金審議会答申より筆者作成)